令和2年第3回定例会 一般会計予算·決算審査特別委員会(第3日目) 市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和2年9月15日(火) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号) 議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(9名)

1番 鈴 木 好 彦 君 2番 上 村 正 朗 君 3番 富 樫 雅 男 君 稲 葉 久美子 君 4番 鈴 木 いせ子 君 5番 6番 鈴 木 一 之 君 長谷川 孝 君 委員長 大 滝 国 吉 君 7番 副委員長 小 杉 武 仁 君

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

なし

7 傍聴議員

 菅 井 晋 一 君
 髙 田
 晃 君
 渡 辺
 昌 君

 姫 路
 敏 君
 木 村 貞 雄 君

8 地方自治法第105条による出席者

議長三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

なし

10 説明のため出席した者

市 忠 副 長 聡 君 務 課 長 長谷部 俊 一 君 税 同課収納対策室長 鈴木 渉 君(課長補佐) 市 民 課 長 八藤後 茂 樹 君 同課市民年金室長 川 村 勇 治 君 (課長補佐) 同課生活人権室長 林 洋 一 君 (課長補佐) 課 境 長 \mathbb{H} 中章穂君 同課生活環境室長 本 間 研 二 君 (課長補佐) 同課生活環境室副参事 伊 藤 良 子 君 同課生活環境室副参事 木義貴君 鈴 同課環境政策室長 野 弘 明 君 (課長補佐) 細

11 議会事務局職員

局長 小林政一書記 菅井洋子

(午前 9時58分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務につ いての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の 例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行う こととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(長谷川 孝君) 開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定 する。

日程第5 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号)のうち市民厚生分科会所管 分についての、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長(税務課長 長谷部俊 一君、市民課長 八藤後茂樹君、環境課長 田中章穂君)から歳出についての説明を 受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長

それでは、一般会計補正予算(第8号)の14P、15Pを御覧ください。2款総務費、 1項総務管理費、9目交通安全対策費の工事請負費だ。新型コロナウイルス感染症 緊急対策経費工事請負費として1,200万円を計上している。こちらのほうは、道路反 射鏡、いわゆるカーブミラーの設置工事に伴うもので、新設、建て替え等合わせて 約50基を見込んでいる。続いて、11目防犯対策費の工事請負費、新型コロナウイル ス感染症緊急対策経費の工事請負費で2,000万円である。こちらのほうは、防犯灯の 設置等工事ということで、新設、建て替え等合わせて約80基を見込んでいる。以上 だ。

第4款 衛生費

(説 明)

環境 課長

それでは、20 Pになる。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目火葬場運営費で ある。こちら説明1、火葬場運営経費として工事請負費19万5,000円の補正をお願い するものである。内容については、本年度計画していた村上火葬場及び荒川火葬場 において、予定以外の雨漏り等が発生し、緊急の補修をする必要があったことから、 予定していた工事発注分について予算不足が生じたため、このたび19万5,000円をお 願いするものである。以上だ。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

鈴木 好彦 交通安全対策費、防犯対策費、いずれもカーブミラー、防犯灯の設置、これらはコ

ロナ感染対策、緊急対策でなくてもやってきたわけだ。これは、経済対策という捉

え方でよろしいだろうか。

そのとおりである。 市民課長

富樫 雅男 防犯灯だけれども、まだLED化が結構されていないかと思うのだけれども、そこ ら辺は何かスケジュールは立てているのか。

市民 課長 LED化については、予算の範囲内で計画的に順次進めている。なお、今年の3月 末現在でLED化率は34%となっている。

富樫 雅男 ありがとうございます。

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第6

議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長(税務課長 長谷部俊一君、市民課長 八藤後茂樹君、環境課長 田中章穂君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説 明)

税務 課長

おはようございます。それでは、令和元年度歳入歳出決算書の11、12 Pをお開きく ださい。歳入の第1款市税であるが、市税全体での収入済額は、12Pの上段にある が、収入済額65億9,751万830円で、前年度比較では3,995万5,168円の減となった。 収入済額を税目別に見ると、市民税は25億6,385万6,705円で、前年度比較では税率 引下げによる法人市民税の減少により、市民税全体としては8,550万2,638円の減と なった。固定資産税については33億7,996万9,215円で、前年度比較では4,077万 3,153円の増となり、軽自動車税については2億1,658万8,375円で、前年度比較では、 これは昨年10月から車両の取得時に課税される環境性能割、こちらのほうが新設さ れたことなどにより732万2,669円の増となった。市たばこ税については3億8,735万 7,431円で、これは平成30年10月からの税率改正の影響により、297万5,604円の増と なった。入湯税については4,963万9,800円で、前年度比較では入湯客数の減少によ り496万950円の減となった。次に、不納欠損になるが、不納欠損合計で1,435万 4,392円で、前年度比較では2,055万77円の減。収入未済額については1億6,636万 3,783円で、前年度比較では2,234万7,256円の減となっている。不納欠損については、 地方税法で定める滞納処分の執行停止及び時効による消滅によるものである。備考 欄に還付未済額という欄があるが、こちらについては過誤納付、二重納付だとかそ ういったもの、納税者の方にお返しすべき額のうち、年度末の事務処理の都合上、 年度内にお返しできなかったものになる。なお、市税全体の徴収率であるが、現年 課税分、こちらが99.43%であった。前年度と比べて0.09%上回った結果になった。 また、現年課税分及び滞納繰越分合計の徴収率だが、97.33%ということで、こちら も前年度を0.59%上回っている。第1款市税の説明は以上である。

第11款 交通安全対策特別交付金

(説 明)

市民 課長 それでは、17P、18Pを御覧ください。11款交通安全対策特別交付金、1項1目交 通安全対策特別交付金だが、733万1,000円である。平成30年度と比べると69万 7,000円の減となっている。以上だ。

第12款 分担金及び負担金

(説 明)

市民 課長 同じく17 P、18 Pである。12款 2 項 1 目総務費負担金の戸籍住民基本台帳費負担金 である。1 番、旅券交付事務負担金7万5,200円、戸籍電子情報処理事務負担金36万 円となっている。

環境 課長 それでは、同じく17 P、18 Pの欄の下のほうになるが、3 目衛生費負担金のうち備 考欄1、火葬場運営費負担金139万9,000円だが、これは荒川火葬場普照園の運営に 係る関川分の負担金となる。19 P、20 Pになる。同じく3 目の2節清掃費負担金、 備考欄1、ごみ処理場運営費負担金4,199万4,000円と備考欄2、し尿処理場運営費 負担金2,048万円は、ごみ処理場及びし尿処理場運営に係る関川村の負担金となる。 以上だ。

第13款 使用料及び手数料

(説 明)

市民 課長 13款1項1目総務使用料、総務管理使用料だ。項目の5番、行政財産使用料7,500円、 6番、駐車場使用料102万8,000円となっている。なお、この駐車場使用料について は、坂町駅前の市営駐車場の使用料になっている。以上だ。

環境 課長 3目衛生使用料、1節衛生使用料のうち備考欄1、行政財産使用料9万2,765円は、 市有墓地荒川地区火葬場などの管理敷地内に建てられている東北電力柱及びNTT 通信柱やごみ処理場内に設置されている自動販売機などに係る行政財産使用料であ る。以上だ。

市民 課長 23 P、24 P を御覧ください。13款 2 項 1 目総務手数料の 1 節総務管理手数料の 2 項 目め、放置自転車等返還手数料1,500円となっている。

税務 課長 次に、第2節徴税手数料だが、収入済額は460万7,700円で、内訳は備考欄のとおり、 督促手数料や税務諸証明等手数料などである。

市民 課長 続いて、3節戸籍住民基本台帳手数料であるが、総額で2,549万180円となった。前 年、平成30年度と比較して125万6,870円の減となっている。以上だ。

環境 課長 第3目衛生手数料、1節衛生手数料のうち備考欄1、畜犬登録等手数料36万9,000円 は、新規登録犬の鑑札交付手数料123件分である。備考欄2、狂犬病予防注射済票交付手数料122万9,250円は、2,235頭分である。備考欄3、鑑札再交付手数料7,860円は、鑑札再交付に係る1,600円、3頭分の計4,800円と、注射済証340円掛ける9頭分の3,060円の合計となる7,860円である。続いて、次の2節清掃手数料については、調定額2億664万9,200円に対し、収入済額2億486万250円、不納欠損額5万5,300円、収入未済額173万3,650円である。不納欠損額5万5,300円の内訳は、ごみ処理手数料で3万8,500円、件数で1件だ。し尿処理手数料では1万6,800円、件数で5件分となっている。収入未済額173万3,650円の内訳は、ごみ処理手数料現年分53万5,150円、そしてごみ処理手数料滞納繰越分はなかったが、し尿処理手数料現年分が40万9,050円、し尿処理手数料滞納繰越分が78万9,450円となっている。引き続いて、2節清掃手数料、備考欄1、一般廃棄物処理等許可手数料10万5,000円は、一般廃棄物の

収集運搬、処分、処理に関わる許可手続の手数料だ。備考欄 2、浄化槽清掃業許可手数料 1 万5,000円は、浄化槽清掃業に係る許可手続の手数料だ。備考欄 3、ごみ処理手数料7,579万6,650円はごみ指定袋の販売代金だ。参考までに、ごみ袋、大は120万500枚、中が111万5,500枚、小が40万5,000枚等の販売代金となっている。備考欄 4、し尿処理手数料2,912万6,400円は、し尿くみ取り 1 万2,389件分、量にして349万5,168 リットル分の処理手数料だ。備考欄 5、し尿処理手数料滞納繰越分217万9,200円は、し尿くみ取り144件、量にして5 万8,050 リットル分の処理手数料だ。備考欄 6、廃棄物処理手数料8,773万9,000円は、ごみ処理場に持ち込まれた廃棄物、家電リサイクル品、下水道汚泥などの処理手数料だ。備考欄 7、浄化槽汚泥等処理手数料989万9,000円は、し尿処理場へ持ち込まれた浄化槽汚泥1,778万6,500 リットルの処理手数料となっている。以上だ。

第14款 国庫支出金

(説 明)

市民 課長 27 P、28 Pを御覧ください。14款 2 項 1 目総務費国庫補助金、総務管理費補助金の 備考欄の 3 番目、個人番号カード交付事業費補助金798万6,000円だ。こちらのほう は、後ほど歳出のほうに出てまいる地方公共団体情報システム機構負担金へと充当 される。4 番目、個人番号カード交付事務費補助金138万4,000円となっている。以

環境 課長 それでは、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、備考欄1、循環型社会 形成推進交付金29万4,000円については、合併処理浄化槽、このたび7人槽の2基の 設置に伴う国庫補助金となっている。続いて、2節環境衛生費補助金、備考欄1、 災害廃棄物処理事業費補助金、こちらは昨年新潟・山形沖地震で発生した災害廃棄 物処理分に対する国庫補助金である。以上だ。

市民 課長 31P、32Pを御覧ください。1目総務費委託金の1節総務管理費委託金、2番目の 自衛官募集事務委託金である。3万円となっている。続いて、2節戸籍住民基本台 帳費委託金、備考欄、中長期在留者住居地届出等事務委託費、こちらのほう26万 3,000円となっている。続いて、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金である。 1番、国民年金事務費交付金979万4,343円。続いて、年金生活者支援給付金支給業 務取扱交付金、こちらのほうは98万3,767円となっている。以上だ。

第15款 県支出金

(説 明)

環境 課長 同じく31、32 Pである。15款県支出金、第1項県負担金、4目事務移譲交付金、1節事務移譲交付金のうち備考欄2、事務移譲交付金環境課分2,576円は、騒音、振動に関する届出事務が県から市に移譲されたことによる交付金であり、当該の届出が1件あったものだ。以上だ。

市民 課長 ページをめくっていただいて、33 P、34 Pを御覧ください。1目総務費県補助金、 1 節総務管理費補助金の備考欄5番目、消費者行政推進事業等補助金4万7,000円と なっている。以上だ。

税務 課長 次に、37 P、38 P をお開きください。15款 3 項 1 目 1 節徴税費委託金の備考欄の 1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金9,273万3,272円だが、これは市が徴収している市県民税のうち県民税の徴収分に係る新潟県からの委託金である。以上である。

市民 課長 続いて、2節戸籍住民基本台帳費委託金である。備考欄の1、人口移動調査交付金 4万3,000円、備考欄2、人口動態調査費事務委託金6万5,800円となっている。以 上だ。続いて、2目民生費委託金に参る。1節社会福祉費委託金の備考欄1、人権 啓発活動地方委託事業委託金、こちらのほう30万2,000円となっている。以上だ。

第20款 諸収入

(説 明)

税務 課長

次に、43、44Pをお開きください。20款1項1目1節の延滞金だが、個人市民税など市税の延滞金で、収入済額は1,691万6,785円であり、税務ごとの内訳は備考欄のとおりである。次に、45P、46Pをお開きください。20款6項2目1節弁償金のうち備考欄の2、弁償金であるが、2,100円、こちらは原動機付自転車、または小型特殊自動車の標識紛失に係る弁償金である。次に、47、48Pをお開きください。20款6項6目1節総務雑入のうち備考欄の40、精通者意見価格調査料は、相続税及び贈与税課税の基準となる土地価格の調査料で、次の41、譲渡林分調査料は相続税、贈与税における立ち木の標準価格の評定などの資料を得るための譲渡林の現場調査手数料ということになっている。いずれも関東信越国税局からの収入である。ページをめくって49、50Pをお開きください。一番上段になるが、同じく備考欄の42、相続財産管理人選任予納金還付金である。相続財産管理人制度による不動産の売却、購買に係る家庭裁判所への予納金になる。こちら処理が終了し、還付となったものである。以上である。

市民 課長 続いて、備考欄43番、交通災害共済事務取扱交付金、こちらのほう207万5,220円と なっている。以上だ。

環境 課長

同じく3節になるが、衛生雑入、備考欄1、資源ごみ等売却収入776万3,608円は、資源ごみとして収集したペットボトル、アルミ、紙類等の売却による収入になる。備考欄2、ごみカレンダー広告掲載料33万6,000円は、各地区ごとに作成したごみカレンダーに広告枠を設けたことによる広告掲載料収入になる。備考欄3、さい銭7万5,014円は、8月16日、村上地区において実施したお盆時期の供養供物収集場所でのさい銭収入となる。備考欄4、ごみ処理場有価物売却収入376万6,221円は、ごみ処理場に搬入された鉄くず等の売却収入だ。備考欄5、過年度分ごみ袋等取扱手数料返還金285円は、手数料納付額の誤りによる返還金である。備考欄6、朝日温海道路事業に伴う物件補償費56万2,331円は、朝日温海道路改良に伴い環境課管理の観測井戸の移設が必要となったことによる物件補償費だ。以上になる。

歳入

第1款 市税

(質 疑)

上村 正朗

税務課の皆さん、大変ご苦労さまである。大事な自主財源の確保のためにご努力されていることに敬意を表する。決算の具体的なところに入る前に、今の税務課の納税の体制というか、納税の担当の室とか、あと職員の数とかをちょっと教えていただけるだろうか。

税務 課長 まず、担当なのだが、税務課の収納対策室というところである。また、その収納対 策室の中で直接徴収業務に携わっている職員は6名である。

上村 正朗 ありがとうございました。それと、受け持っている税目というか、市税はもちろん

だけれども、ほかの自治体だと国民健康保険税とかし尿処理とか、いろいろ市税以外のものも受け持っているのではないかと思うのだけれども、その辺はどういった費目を受け持っているのか、ちょっと教えていただければと思う。

税務 課長 市税のほかになのだが、国民健康保険税、それから後期高齢者医療保険料、それから ら介護保険料と、保険料、税のほうを担当している。

上村 正朗 分かった。国保、後期高齢、介護保険ということだね。分かった。それで、私も県の職員時代、税金4年やったので、何となく分かるのだけれども、現年99.43%の徴収率というのは非常に成績としてはいいだろうなと。私の所属していた財務事務所はこんな高くなかったと思うので、非常に頑張っているなと思う。といえども、不納欠損額が1,400万円、結局取れないで諦めたというか、処理した額が1,400万円あるわけだから、私の経験から言うとやっぱり生活に苦しい方とか、金銭管理がなかなか苦手な方とか、そういう方の割合もかなりあるのかなと思うのだけれども、不納欠損の中身について、ざっくりとしたあれになると思うけれども、課長としての感想というか、分析はいかがであろうか。

税務 課長 今ほど委員おっしゃられたように、なかなか税金のほうまできちんと回らないとい うようなこともあるし、お話をしているとやはり金銭的な管理が少し足りないのか なというご家庭もある。不納欠損になって、これは最終的には時効という処理にな るので、それ以降は徴収できなくなるわけだけれども、これには先ほど法律の定め ということでお話ししたように、1つは基本的には5年経過による時効になったも の、それからもう一つ大きなものは滞納処分の停止ということで、これは滞納処分 する財産がないだとか、またあっても滞納処分をすることによって生活を困窮させ るというふうな状況については滞納処分を停止する取扱いができることになってい る。滞納処分の停止をした後、3年経過したものについては、今回の欠損に至ると いうふうな形で、全体の中では滞納処分の停止の後に欠損になるというケースが多 くある。また、5年時効といっても全く納めなくて時効になるというケースは全体 としてはまれで、やはり納税の計画を立てていただいて、納めてはいただいている のだが、結果として全額納付に至らずに時効を迎えるというようなケースが多くあ る。

上村 正朗 私ばかりだとあれなので、あと幾つかにするけれども、私の経験から言っても、やはり多重債務を抱えていたり、あとは家計のやりくりがなかなかできなかったりする方が多いので、現年度が99.43%ぐらいまで詰めてくれると、割と特定な方というか、毎年ある程度名前が絞られてくることもあると思うので、世帯の生活実態とかというのはおぼろげながら分かるところもあると思うのだけれども、全国的にはそういう多重債務を抱えていたり、失業して収入がなかったり、なかなか家計のやりくりが、いろんな能力的、家計の管理能力にちょっと難があるとかいう方については、生活困窮者支援制度にちゃんとつなげて、債務の整理を行ったり、就労支援をしたり、あと家計の相談をして家計のやりくりができるようにしたり、滞納する側から納税する側に変わってもらえば一番いいわけなので、生活困窮者支援制度とのつながりみたいなところを意識してやっているのか、それとどのくらい実績があるのかとか、ざっくりしたもので結構だけれども。

税務 課長 私ども一番大事にしているのがやはり納税相談である。納税相談を通じて、実際納税者の方の生活の状況だとかを聞き取りさせていただいて、その中で実際に納付可能な納税の計画を立てていただくというのを大事にしている。ただ、今委員おっし

ゃられたように、明らかに多重債務だとか、そういった形で今納税相談、分納の計画だけでは対応し切れない、そういったケースについては、やはり福祉課だとか、それから神林のセンターだとか、そういったところにケースをつなぐというような形で対応のほうをさせていただいている。

- 上村 正朗 ありがとうございました。その辺をぜひ意識してやっていただければと思う。市税 の滞納整理というのは、やっぱり市民の生活を壊してしまっては元も子もないので、 市民の生活を立て直すということが、納税相談、もちろんそういう立場でやっていると思うけれども、そこが一番大事なところだと思うので、ぜひ福祉課、それから 生活支援センターむらかみをはじめ、生活困窮のところとしっかり連携を取っていただいて、税金を滞納する側から税金を計画的に納めていただく立場にぜひ一人で も多く市民の方が立っていただけるように、丁寧に指導していただければと思う。 どうもありがとうございました。
- 鈴木 好彦 私、初めてこの分科会に出るものだから、今さらそんなこと聞くのかというような質問をするかと思うが、しばらくお付き合いいただきたいのだが。まず、11、12P、 先ほど説明あった市民税の中の法人税、約十何%か落ちている、1億円ほど少なくなっているようなことになっているけれども、この原因というのは何か担当課としては捉えているか。
- 税務 課長 今ほどの法人市民税であるが、昨年の10月1日分からになるが、法人市民税の中の 法人税割率、これが従来12.1%という税率だったのであるが、10月1日以降8.4%と いうことで税率のほうが引下げになっている。この影響である。
- 鈴木 好彦 制度改正によるということだね。続いて、6項の入湯税か、入湯税が約1割落ちていると。先ほどの話だと入り込みが少なくなったからというような説明があったのだけれども、これって3月31日というのはもうコロナの影響多少出ているかなという感じがするのだけれども、コロナの影響というのはあったかどうかというのは感じられるか。
- 税務 課長 まず、月別に見ると昨年6月、7月が約15%ほど落ちている。これは、やはり地震 の影響だっただろうというふうに思っている。それ以降、大きかった月は1月、そ れから10月ということで、コロナの影響がなかったということではないのだが、や はり地震のほうが少し響いたのかなという印象である。
- 鈴木 好彦 それでは、続いて13 P、14 P ちょっと開いていただいて、都市計画税なのだけれども、この表の見方、今さらそんな質問するのかって笑われるかもしれないのだけれども、計画上は補正はなくて16万円の予算計上だったのだけれども、これがいきなり調定額という何倍もの金額が出てきて、未済額が240万円レベルで残ると。これ素人にも分かるようにこの表の読み方というのは説明していただけないだろうか。
- 税務 課長 都市計画税であるが、合併後、平成23年度課税分からになるが、こちら廃止になっている。それで、その後新規の課税は行われていないわけだが、滞納の繰越分だけを毎年徴収しているという状況である。平成23年課税廃止になってからもう既に7年、8年という歳月が過ぎていて、残っている税金自体が、例えば滞納処分の関係で少し時効が延びているとか、そういった形で残っているような状況で、全体の調定額からすると予算化して歳入の確保を図れるという金額がこのような金額になってしまっているということである。
- 鈴木 好彦 今機能していない勘定なのだね。そうすると、この未済額、二百四十何万円という 額、これがもうマックスで、これ以上増えることもないし、だんだん年度ごとに減

っていくという理解でよろしいか。

税務 課長 そのとおりである。

富樫 雅男 今コロナで皆さん大変で、市のほうとしても対策として市民税の猶予とか、そうい うことを打ち出しているけれども、今そういう相談はかなり増えているのか。

税務 課長 コロナの影響によるということで、私ども税務課としては、今ほどおっしゃられた 市税の猶予関係、それからもう一つ、先ほどの保険税、保険料関係の減免ということを中心に対応させていただいている。例年猶予だとか、それから減免については、 なかなかケースに当たるものがケースとしては少ないというような状況で、今回コロナの関係で新たに国の財政支援ができたり、そういった事情もあって、対応のほうは従前に比べるとかなり増えている。今回定例会の冒頭の諸般の報告でもお話ししているが、国民健康保険税関係であれば約1,000万円ほど、それから市税、これは 固定資産税のほうが中心になるが、約2,000万円強の金額が猶予という形で処理をさせていただいている。

富樫 雅男 実際に受理されたものということなのだろうけれども、単に相談に来られて受理されなかったというのもかなりあるだろうか。

税務 課長 ちょっと件数という形ではお話はできないのだが、やはり相談だけでという方も結構いる。ただ、ほとんど申請のほうにつながっているというような状況である。

富樫 雅男 ありがとうございました。

第11款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第12款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

上村 正朗 24Pの2項3目2節の清掃手数料のところなのだけれども、ごみ処理とし尿処理で5万5,300円の不納欠損、収入未済額が170万円ということで、これ税務課のほうで滞納処理、滞納処分しているわけでは、税だからしていないと思うのだけれども、これは環境課のほうでやっているということでよろしいのだろうか。

環境 課長 そのとおりである。

上村 正朗 こういうことを言うと税務課に怒られるかもしれないけれども、ほかの市町村だと 環境課は、本来業務抱えていて、滞納処理というのはまた全然違う仕事だし、ノウ ハウ的なことはなかなか大変だと思うのだけれども、ほかの市町村だと税務課の納税担当が持っているところあるというか、新発田市なんかそうだったのだけれども、税務課に怒られるかもしれないけれども、ノウハウもあるし、同じような仕事して いて、なかなか滞納処分は直接はできないけれども、その辺何か一元的に担当する みたいな検討というのは庁内でされたことはないのだろうか。環境課は結構大変かなという気もするのだけれども、いかがであるか。

副 市 長 人口の多い市では、そういった分担をされているというふうにお聞きをしているけ

れども、本市としては今まで検討したことはないというふうに承知をしている。

上村 正朗 分かった。環境課のほうで順調に処理されているのであれば問題ないと思うけれど も、環境課のほうでどうかなというか、全体としてどうかなということであれば、 また機会があれば検討していただければと思う。以上だ。

鈴木 好彦 13款 2 項の 1 目戸籍謄抄本交付手数料というのがあるけれども、これに関連してだけれども、例えば市の窓口でいろんな交付をお願いするときに申請書を作る。あそこに印鑑を押す書類というのはどの程度今残っているか、申請者の印鑑。それから、もしその方向性、印鑑を今後も使い続けるのか、あるいはなくす方向なのかという方向性がもし分かったらお聞きしたいのだが。

市民 課長 市民課の窓口で戸籍謄抄本の交付申請とか住民票の写しの交付申請等については、 印鑑を不要としている。

鈴木 好彦 申請書関係で今印鑑を必要とするものはないという認識でよろしいか。

市民 課長 市民課の窓口で交付申請等をするものについては、印鑑は使用していない。

富樫 雅男 1つ、予算がどうのではないのだけれども、狂犬病または犬の関係があるわけだけれども、最近は野良猫対策が非常にやっぱり地域によっては問題になっていて、市のほうでは不妊手術というか、去勢というか、そこら辺の助成はないようなのだけれども、猫が一つのブームにもなっていて、今後市のほうでもぜひ猫対策として、野良猫対策としても支援いただけないものかななんていういろいろ相談も受けているけれども、お考えはいかがだろうか。

環境 課長 猫に関する苦情のほうは増えてきているように感じているが、具体的に今お話あったような不妊手術等の支援等を行う予定はない。以上だ。

長谷川分科会長 富樫委員、いいか。

富樫 雅男 はい。

鈴木いせ子 23 P の 2 項 3 目 2 節のし尿処理手数料について、217万9,200円というの上がっているのだけれども、し尿手数料というのは下水につながれている人とつないでいない人の 2 つにあると思うのだが、これは金額ちょっと大きいからお聞きするのだが、これはどういう金額だろうか。すみません。

生活環境室長 し尿処理手数料に関してはくみ取りの手数料になる。以上だ。

鈴木いせ子 それの滞納か。

生活環境室長 その滞納分だ。

鈴木いせ子 大きいね。分かった。

鈴木 一之 今の富樫委員のお話で、私も犬猫の関係なのだが、飼育放棄とか今現状、保健所等々の兼ね合いであるのだが、村上市としても飼育放棄とか、それにまつわって野良犬とか野良猫とか、そういうのが出るという現状もあるやに聞いているのだが、当市としてはそういった実態の調査とか、それに関係するようなことを実際業務の中でもされているのか、今の実態はどんなようになっているのかというのを把握されているだろうか。

生活環境室長 猫に関しては、特にふん害の通報、連絡等が来ている。その際には、職員で現場に 行って、野良猫だけれども、飼育されているような方には指導、また保健所との連 携もして指導をしている。指導内容においては、不妊手術を勧めるとか、屋内での 飼育を勧めるということで野良猫を減らすような指導を行っている。以上だ。

鈴木 一之 そうすると、野良猫に対してはということあるし、繁殖ブローカーというか、そう いったことでやはり殖やして、そして販売されているというところもあるかと思う のだが、そういうところで、ずさんな状況の中で大量のペット、犬猫とか、それが 放置されるという現状も今全国的に報道されているところもあるもので、村上市と しても野良犬、野良猫発生を食い止める一つとして、地域と連携しながらそういっ たことも調査をしながら今後進めていただければと思うのだが、お願いいたす。

環境 課長 今いただいたご意見を基に当課のほうでもこれから研究をしていきたいと思う。

鈴木 一之 環境でごみ処理の関係なのだが、以前だと週に3回とか夏場やられていたのだが、 今は週2という状況になったのだが、それに対して市民の方々は大体徹底されていると思うのだが、その辺りで例えばご意見とか、ほかにそういう上がってきていることはないだろうか。

生活環境室長 令和元年から村上地区において、燃やすごみに関しては週2回になったところであるが、夏場も含めて環境課のほうには直接そういう苦情等は正直見られなかった。 以上だ。

第14款 国庫支出金

(質 疑)

富樫 雅男 私、昨年個人番号カード、マイナンバーカードだけれども、これを作ろうとしたら 支所のほうでは作ってもあまり意味ないよと、メリットないよということで、私も 面倒くさいからいいかということで作らなかったのだけれども、今市のほうトータ ルではどのくらい普及、交付されているか、パーセントで。

市民 課長 9月1日現在の数字になるが、有効な村上市民が保有しているマイナンバーカード については7,508枚、人口の比率にして12,82%となっている。

富樫 雅男 この前の一般質問でもあれだけれども、今後デジタル化を進めていくに当たっては やはりこのマイナンバーカードを普及させていくということが大きいポイントにも なるのかなと考えているけれども、そこら辺普及を促進させるために今後どういう ことをお考えだろうか。

市民 課長 まず、前段で支所のほうで使い道がないと言われた、そのような発言があったこと 大変申し訳なかった。今現在マイナポイント制度が始まったということで、その募集期間も12月末まで延長されたということで、マイナンバーカードの申請等の数が 非常に増えている。また、最近国のほうでパンフレット等も出してきたが、来年の 3月から保険証としての利用も始まるということで、国のほうで様々な施策を次々 と打ち出している。今後しばらくの間は、マイナンバーカードを申請する方は増えていくものと考えている。体制のほうもできるだけそういったものに対応できるように、事務の改善とか様々進めてまいりたいと考えている。

富樫 雅男 ありがとうございました。

第15款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。 (午前10時59分)

分科会長(長谷川 孝君) 再開を宣する。 (午前11時08分)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長

では、決算書の71P、72Pを御覧ください。 2 款 1 項 9 目交通安全対策費、備考欄 1、交通安全対策一般経費だが、1,987万6,565円だ。この項目の中で下から 4 番目、工事請負費269万6,907円があるが、こちらは昨年 6 月にあった地震で傾いた府屋駅前駐輪場の建て替えに要した経費である。備考欄 2、交通安全対策施設管理経費347万8,481円、これらについてはカーブミラー等の新設、移設等の経費である。備考欄の 3、交通安全対策費職員人件費3,934万3,366円となっている。次に、予備費充用となっている。予備費充用56万2,907円、こちらについては昨年強風により坂町駅前にある駐輪場 2 棟のうち 1 棟が倒壊した。その解体と残っている駐輪場の補強に要する経費に充用したものである。続いて、ページをめくっていただいて、73 P、74 P、10目消費者行政費、備考欄、消費者行政経費、総額で434万859円となっている。続いて、11目防犯対策費、備考欄1、防犯対策経費5,439万9,936円、こちらのほうは項目のとおりであるが、防犯協会負担金のほか、防犯灯の設置等の関係である。続いて、備考欄の 2、空き家等管理不全防止対策経費 2 万493円である。次の予備費充用であるが、予備費充用35万47円である。こちらのほうは、荒川地区の大津での防犯灯の移設工事の際に工事費のほうに充用したものである。以上だ。

税務 課長

77 P、78 Pをお開きください。 2 款 2 項 1 目税務総務費の備考欄を御覧ください。 備考欄 2 の税務総務費経費だが、事務補助員に係る賃金、それから公用車リース料などが主な内容になる。例年とほぼ同様の内容である。以上である。

市民 課長

79 P、80 Pを御覧ください。 2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の備考欄 1、戸籍住民基本台帳経費1,268万389円となっている。次に、2 項目め、パスポート事務経費16万1,990円。3 項目め、戸籍住民基本台帳費職員人件費 1 億3,279万4,184円となっている。以上だ。

第3款 民生費

(説 明)

市民 課長

91 P、92 Pを御覧ください。備考欄、一番下になる。20番、人権・同和対策費、こちらのほうが110万7,773円となっている。99 P、100 Pを御覧ください。5 目国民年金事務費、備考欄1、国民年金事務経費、こちらのほう159万3,873円だ。備考欄2、国民年金事務費職員人件費、こちらのほう768万1,624円となっている。以上だ。

第4款 衛生費

(説 明)

環境 課長 それでは、115 P、116 Pを御覧ください。 4 款衛生費、1項保健衛生費、3目環境 衛生費である。予算額1億1,536万3,000円に対し、支出額1億796万1,319円である。

それでは、事業ごとに備考欄のうち主なものをご説明いたす。備考欄1、環境衛生 総務一般経費は、支出額606万8,663円である。1行目、環境審議会委員報酬8万 8,400円は、委員会1回の開催分である。2行目、環境基本計画等進捗管理委員会委 員報償、こちら6万9,500円は委員会1回分の支出となっている。少し飛んで17行目、 各種計画策定業務等委託料405万3,291円は、今年度末に計画期間が終了する環境基 本計画、地球温暖化防止対策実行計画等を策定するためのコンサルタント会社への 委託費用である。備考欄2、排水路清掃等経費については、支出額1,368万3,890円 となっている。主立った内容については、3行目、施設維持保全業務委託料1,236万 2,453円であるが、これは所管する排水路清掃業務や排水路土砂搬出業務等に関わる 委託料である。備考欄3、畜犬登録等経費は、支出額55万4,127円である。登録や狂 犬病予防注射に要した費用であり、主なものといたしては消耗品費8万245円、それ から通信運搬費14万6,420円、こちらは注射等の案内通知等に要した郵便料等であ る。備考欄4、新エネルギー推進事業経費は、支出額432万513円である。こちら4行 目になるが、住宅用太陽光発電システム設置費補助金、続いて5行目、木質バイオ マスストーブ設置費補助金の支出となっている。太陽光については、9件分となる 312万円の支出、バイオマスストーブについては8件分、80万円の支出となっている。 備考欄5、個別浄化槽経費については707万8,511円である。2行目の合併処理浄化 槽維持管理費助成金456万8,219円は、264件分の維持管理助成金となる396万円と及 び27件分のブロアの交換助成金60万8,219円となっている。3行目の合併処理浄化槽 設置費補助金248万円については、昨年度7人槽の2基分の設置補助金になってい る。あと備考欄6、環境衛生費職員人件費7,625万5,615円は、職員9人分の人件費 である。それでは、4目火葬場運営費である。予算額2,095万1,000円に対して、支 出済額2,025万3,839円である。備考欄1、火葬場運営経費については、1行目、修 繕料207万600円の支出があるが、これは火葬場3件に係る6件の修繕料である。2行 目、指定管理料1,242万4,439円は、荒川火葬場、村上火葬場、山北火葬場の3件分 の指定管理料である。3行目の借地料は、村上火葬場と山北火葬場用地において用 地の借地料である。4行目、工事請負費413万1,000円は、村上火葬場では2号炉の ガスチャンバー室耐火物補修工事、またバーナーモーター交換工事等を行っている。 荒川火葬場では1号、2号炉の再燃焼バーナーの部品の取替え工事、そして山北火 葬場では燃焼室のセラミック貼り替え工事等による支出となっている。引き続いて、 6目公害対策費である。予算額526万9,000円に対して、支出額450万7,434円である。 備考欄1、公害対策一般経費は支出額450万7,434円である。主なものといたしては、 2行目、自動車騒音常時監視業務委託料103万4,000円である。こちらは、騒音規制 法第18条に基づく調査である。令和元年度は、主要地方道新潟新発田村上線の八日 市地内と塩町地内の2か所で実施いたしたが、いずれの測定結果も基準値内となっ ている。3行目、水質検査委託料106万7,000円は、公共用水路36か所、地下水31か 所の検査等に関わる経費である。4行目、臭気測定検査委託料231万円は、朝日地区 で9か所、村上地区で2か所、神林地区で5か所、荒川地区で2か所の臭気測定の 検査委託料である。引き続いて、4款2項清掃費、1目清掃総務費である。予算額 4,599万4,000円に対し、支出済額4,588万3,005円である。事業ごとに備考欄のうち、 主なものをご説明いたす。119P、120Pを御覧ください。備考欄1、不法投棄対策 経費は支出済額21万2,349円である。主なものといたしては、2行目、ごみ・危険物 等収集処理委託料13万3,396円である。これは、道路脇などに不法投棄されたタイヤ

等の処分に係る経費である。備考欄2、清掃総務一般経費は、支出額246万9,035円 である。主立ったものは、1行目、社会保険料28万653円と2行目、現場作業員賃金 183万8,148円は臨時職員1人分に関わるものである。飛ぶが、5行目、修繕料15万 9,500円は、本課で所管する塩町倉庫の外壁修理費用である。備考欄3、清掃総務費 職員人件費は支出額4,320万1,621円、これは職員7人分の人件費となっている。備 考欄下部に4款2項2目より予算流用17万1,000円であるが、これは2、清掃総務一 般経費の修繕料へ16万円、そして燃料費へ1万1,000円、合わせて17万1,000円を次 の2目にあるごみ清掃対策経費の消耗品からそれぞれ流用したものである。2目塵 芥処理費である。予算額7億9,941万円に対して、支出額7億9,234万8,636円である。 備考欄1、ごみ清掃対策経費は支出済額が3億6,695万548円である。主なものとい たしては、1行目、消耗品費1,718万5,141円とあるが、この大半はごみ指定袋の購 入費用になる。金額にして1,694万円、昨年作成した枚数は、大が130万枚、中も130万 枚、小が45万枚作成している。飛んで5行目、ごみ袋等取扱手数料1,133万925円に ついては、ごみ指定袋取扱店、現時点で232店舗あるが、に対し、ごみ袋販売代金の 15%を取扱手数料として支出したものである。8行目、ごみ・危険物等収集処理委 託料2億7,846万5,831円については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集に関わ る委託料である。管内7業者に対する委託料となっている。10行目、リサイクル処 理委託料3,351万7,843円は、ガラス瓶、プラ容器、古着や古布等資源ごみの処理に 係る経費である。12行目、災害廃棄物処理委託料1,931万3,332円は、昨年6月18日 に山形県沖地震によって発生した災害ごみの処分にかかった経費である。備考欄2、 ごみ処理場運営経費は支出額3億7,186万1,200円である。主なものといたしては、 5行目、ごみ・危険物等収集処理委託料823万7,644円。これは、廃乾電池等運搬処 分経費と、あと廃家電の運搬処分経費が主なものになる。 7 行目、ごみ処理場運営 業務委託料2億9,409万4,968円は、ごみ処理場の運営を委託している村上環境テク ノロジーへの委託料である。8行目、運営モニタリング業務委託料528万円は、ごみ 処理場の運営が順調に行われているかを月に1回定期的に監視する業務委託料とな っている。1つ飛んで10行目、固化灰運搬埋立業務委託料557万958円については、 焼却灰の飛灰を固化したものを荒沢処分場に運搬し、埋設する業務委託料になって いる。次、11行目、焼却灰資源化業務委託料4,859万4,373円は、焼却灰の主灰を資 源化するため、埼玉県のリサイクル会社に処理を委託している関係の委託料である。 12行目、焼却灰最終処分業務委託料638万4,740円は、焼却灰の主灰を埋立てするた め、山形県の最終処分場に埋立て処分を委託しているものである。13行目、水質検 査委託料130万7,500円は、檜原地内の井戸の水質検査、これは8か所31項目を検査 する内容を年に1回実施しているものだ。また、ダイオキシン類測定も8か所、検 査項目4項目で年に1回実施するものである。備考欄3、最終処分場運営経費につ いては支出額4,596万6,415円である。主なものといたしては、次のページ、121P、 122 Pを御覧ください。1行目、消耗品費が467万4,888円とあるが、主なものは水処 理に係る炭酸ソーダ、硫酸バンド等の薬剤購入費だ。1つ飛んで3行目、光熱水費 457万5,072円は、荒沢最終処分場の電気代となっている。4行目、修繕料185万 8,802円は、荒沢最終処分場の設備や車両の修理代となっている。飛んで8行目、廃 棄物収集・運搬手数料113万3,760円は、荒沢最終処分場から排出される脱水汚泥の 運搬と板屋越埋立地から浸出水運搬の費用に充てたものである。11行目、設備保守 点検業務委託料207万4,827円は、消防設備、または自家用電気工作物、調整槽、浄

化槽などの保守点検業務である。1つ飛んで13行目、施設管理業務委託料1,506万 3,720円は、荒沢最終処分場の水処理施設の維持管理業務の委託料である。14行目、 水質検査委託料340万1,500円は、荒沢及び板屋越の処分場に係る放流水や地下水の 水質検査の費用となっている。16行目、工事請負費958万3,200円は、北大平取水設 備の排泥弁の修繕、これに344万5,200円、荒沢最終処分場の修繕工事305万8,000円 と赤田川のふとん籠修繕に308万円を履行している。備考欄4、荒川郷施設維持管理 経費については、支出額757万473円である。主なものといたしては、2行目、光熱 水費250万4,997円は施設に係る電気料である。6行目の施設管理業務委託料277万 9,500円は、水処理施設の運転管理業務である。備考欄下部のほうに4款1項3目へ 予算流用1万円とあるが、これは4款1項3目1にある環境衛生総務一般経費の燃 料費へ8,000円、そして3の畜犬登録等経費の燃料費へ2,000円、合わせて1万円を 1、ごみ清掃対策経費の消耗品からそれぞれ流用したものである。その下にまた次 に、4款2項1目へ予算流用17万1,000円であるが、これは先ほどもご説明申し上げ た清掃総務一般経費の修繕費のほうに16万円、そして燃料費のほうへ1万1,000円を 清掃対策経費の消耗品からそれぞれ流用したものである。そして次に、予備費充用 302万4,000円とあるが、これは3の最終処分場運営経費の工事請負費の中でご説明 いたした赤田川ふとん籠の修繕工事に充用したものである。続いて、4款2項3目 し尿処理費である。予算額2億4,736万1,000円に対して、支出額が2億4,687万 8,988円である。備考欄1、し尿収集経費支出額9,398万2,460円であるが、主なもの といたしては4行目、し尿収集委託料9,266万2,417円、こちらはし尿収集業者、管 内4社への委託料となっている。備考欄2、し尿処理施設管理運営経費、支出済額 で 1 億5, 289万6, 528円である。 2 行目、設備保守点検業務委託料298万8, 240円は、 浄化槽、貯蔵槽の清掃及びし尿浄化槽汚泥の受入槽清掃に係る委託料である。 3 行 目の指定管理料1億2,079万1,000円については、村上市環境公社有限責任事業組合 に対しての指定管理料である。6行目、工事請負費2,879万9,000円は、主に定期設 備修繕工事として実施したものである。内訳としては、施設機器点検の整備及び修 理工事の前期分及び後期分、そして井戸洗浄ポンプの更新工事と、あと重量シャッ ターにちょっと不都合が出たための修繕工事を実施している。以上だ。

第8款 土木費

(説 明)

環境 課長

それでは、159 P、160 Pを御覧ください。次は、8 款土木費、6 項都市計画費、3 目 公園費である。予算額3,251万6,000円に対して、支出額3,107万9,752円である。備 考欄1、都市公園維持管理経費は、主に村上地域内の公園等31か所、そして公衆トイレ4か所の維持管理に関わる経費であり、支出済額1,718万1,271円である。主なものといたしては、3 行目、光熱水費165万2,563円は公園のトイレ等の電気料及び上下水道料である。飛んで6 行目、施設維持保全業務委託料1,406万4,948円は、公園の清掃及び除草作業等に係る委託経費である。以上になる。

第11款 災害復旧費

(説 明)

市民 課長 201 P、202 Pをお開きください。11款災害復旧費、5款1目その他公共施設災害復 旧費ということで、備考欄の1、交通安全施設災害復旧費、工事請負費として39万 8,001円となっている。こちらのほうは、昨年6月の地震で傾いた府屋駅前のそれまでの駐輪場、そちらのほうの解体費用になっている。以上だ。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

上村 正朗

第2款3項1目、80 Pだ。備考欄でいくと、戸籍住民基本台帳の関係の1、2、3で 1 億4,500万円の支出済額である。戸籍住民基本台帳だから、非常に市の行政の基本的なところ、大事なところであるし、あと個人情報を取り扱っている極めて個人情報の漏えい等に注意しなくてはいけないところだと思うのだけれども、最近の新聞に、これは目黒区の例だけれども、DV被害者の住所がDVの加害者のほうに漏れてしまったという事例がある。私去年まで勤めていた市役所でも、高齢者の虐待の関係で、虐待をしている息子さんに虐待を受けている高齢者の方の居どころが分かってしまったと、そういう事例がある。DV被害者の住所漏えいについては、公の統計はないようだけれども、朝日新聞社が調べたところ、10年間で26都道府県、41自治体でDV加害者にDV被害者の住所を教えてしまうという例があったということなのだが、村上市ではそういった例はなかっただろうか。

市民 課長

もちろん村上市でもDVの支援を受けておられる方、また市外の方で村上市にそういう支援を求められる方はいる。ただ、その情報が関係者に漏れたということでトラブル等が発生したというのはない。

上村 正朗

それで、村上はないというのは、当然といえば当然なのだが、いいことだと思うけれども、漏えいの原因としては2つ考えられると思うのだけれども、1つは庁舎内での情報共有がしっかりされていなかったということと、2点目はシステム上共有はされていたのだけれども、ヒューマンエラーというか、情報に接した人の注意がちょっとおろそかになって、ケアレスミスみたいな感じでやってしまったということなのだが、私の接した事例も、市民生活課というか、住民票とか戸籍を担当するところはしっかりやるのだけれども、漏らすのは大体関係各課のほうが漏らしてしまう。例えば税金の納税の担当であったり、児童手当の担当であったり、児童扶養手当の担当のところで結果として漏れてしまうということがあるのだけれども、住基で閲覧制限とかかけると思うのだが、それはシステム上、児童手当、児童扶養手当、あと税とか、何か庁内の各システム上、画面上というか、共有される、閲覧制限かかっているのだ、DV被害者なのだ、高齢者の虐待の被害者なのだというのがポーンと、メッセージというか、そういうのが流れるようなシステムになっているのだろうか。

市民 課長

現在使用されている住民基本台帳システム、そういった税務とか保健医療とか介護とかにも当然使われているわけだけれども、そちらのほう警告情報というものと、あともっとより詳しく入る付箋という機能がある。それら2つともDV支援の方については入力して、その情報を共有する課も選択できるようになっていて、基本的には全課、そのシステムを使っている全課で共有するという形で情報を提供している。

上村 正朗

では、システム上は共有されるということになっているということで大変よかった と思う。あとは、やっぱり画面というか、そのシステムを操作する方、個人情報取 り扱う方の中には、どうしてもこれが漏らしてはいけない情報であったり、例えば 加害者の方が来たり、加害者の方の親戚なんかが来たとしても、その人がそういう人だと分からなければ漏らしてしまうというか、ヒントを与えてしまったりすることもあろうかと思うので、当然既にやっていると思うのだけれども、やはり実際個人漏えいが起こったような自治体の例なんかをきちんと精査をして、個別にシミュレーションするというか、こういうときにこういう問題があって個人情報が漏えいしたみたいなことを、折に触れてというか、あまりやり過ぎると職員の方も慣れてしまうし、やらないとまたなかなかあれしないし、難しいと思うけれども、ぜひ市民生活課のほうでまた音頭取っていただいて、折に触れてその辺の注意喚起していただければなと思う。以上である。

鈴木 好彦 分科会長、渡されているこの資料も参考にして質問してもよいか。 長谷川分科会長 はい。

鈴木 好彦 それでは、71 Pの交通安全対策費、備考欄の1番にある交通安全対策一般経費一千 九百何がしが計上されているが、この渡された決算附属報告書の1 P目にやはりこ の事業が載っていて、財源内訳の中に一般経費1,600万円のほかに、その他310万 4,000円が載っている。このその他というものの内訳をちょっと教えていただけない か。

長谷川分科会長 誰か答弁してください。分からなかったら後でもいい。 (何事か呼ぶ者あり)

鈴木 好彦 財源としてのその他、結構これ見ると出てくるので、あしたの方たちにも該当あったら事前に調べるように伝えておいていただけるか。その他だと何だかさっぱり性格が分からないので、ちょっと明らかにしておきたいところあるので、よろしくお願いする。

鈴木いせ子 72 P のカーブミラーの件なのだけれども、市も集落の要望書の取りまとめをやっていて、カーブミラーの希望がたくさん出てくるのだけれども、この347万8,000円でどのようにして、何基ぐらいどこにつけたのだろうか。何基まではいいけれども、どのようにしてこれを選んだのか。全然進んでいないように思うのだ。

市民 課長 カーブミラーの設置については、各地域、各地区、集落、町内からご要望がある。 その中で現場を確認した上で、緊急性と言うと大変失礼かもしれないが、そういっ たところも勘案して、場所を選定して工事を行っている。

鈴木いせ子 何年も要望書同じの上がってきていても、全然取付けできないのだが、市はどうなっているのだと要望書のたびに区長様から苦情が来るのだ。もうちょっと予算を上げて、もうちょっと要望を取り入れるようにしたらどうか。

市民 課長 ただ、できるだけご要望にはお応えしたいところなのだけれども、予期せぬ破損とか、そういったものもあって、なかなか年度当初は順調に進まない場合もあって、 難しいところがあるけれども、そういった長年待たせている地域もあるということ も考慮して、できるだけ早く施工できるように検討してまいる。

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

上村 正朗 4款1項3目、116P、環境衛生費、備考欄でいうと、第4の新エネルギー推進事業 経費、環境課さんの事業が非常に多岐にわたって、改めて決算資料を見させていただいて、大変だなというか、思ったのだが、新エネルギー推進事業というのは再生 可能エネルギーの利用ということで、非常に時宜に適しているというか、いい事業 なのだろうなと思うのだけれども、太陽光とバイオマスの関係が出ているのだが、 例えば小水力発電とか再生可能エネルギーというとあれなのだけれども、今のところ太陽光とバイオマスだけれども、この2つの種類の再生可能エネルギーの促進を やっていて、それを踏まえてこの先何か、例えば小水力発電とか、ほかのものも取り組んでみようとかというのはあるだろうか。

環境 課長 市が独自に個人を対象とした補助事業は、今こちらの2つであるが、お話にあった 小水力発電、または小型風力発電等はいろいろなお話のご相談は受けているが、市 が主体となって事業を展開する予定は今のところ計画していない。ただ、今現在当 管内においては、皆様ご承知とは思うが、洋上風力発電であるとか、あとは神林地 区においては小出力ではあるが、バイオマス発電等に取り組んでいる事業者があっ て、そちらのほうに寄り添う形で取り組んでいる。以上だ。

鈴木 好彦 環境衛生費の中の13節に委託費というのあって、これが前年と比べると3割ほど増えている。いろいろなものの寄せ集めだとは思うのだけれども、30%増えるというのは、例年から見て3割増えるというのはちょっと何かあろうかなと思うのだが、もし心当たりがあったら教えていただければと思う。

長谷川分科会長 それも後か。答弁どなたかできないのだったら後に回してください。

鈴木 好彦 では、もう一つ後に調べてもらうやつ増やしておく。19節に負担金何がしがあるが、これも前年比65.9%、かなり減っていると思うのだ。負担金というのは、大体決まったものではないかなと思うのだが、これの原因も調べておいていただけるか。

長谷川分科会長 それは分かるか。誰が答える。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 後で答えるの。今答えられるか。

環境 課長 いや、そちらについても後でお調べしてお伝えしたいと思う。

鈴木 好彦 それから、119 P になるけれども、清掃総務費、先ほど賃金183万8,000円ほど増えたと言ったけれども、これ前年が全然ないやつで、臨時職員を雇用したという状況なのだけれども、雇用するに至った理由というのは何かあるだろうか。

環境 課長 作業増に伴い人件費1名臨時手当てされたが、昨年1年に限って、本年度はまたその手当てがない状態である。以上だ。

鈴木 好彦 今年度は、ではまだその部分は発生していないということ。分かった。まだ4款だね。

長谷川分科会長 はい。

鈴木 好彦 お願いする。先ほどその他の財源ということでお願いしていたのだけれども、環境 課の中にも120 P の備考欄 1 、ごみ清掃対策経費のうちのその他の財源が8,400万円 ほどある。これが何であるか。それから、同じく備考欄 2 のごみ処理場運営経費の その他の財源 1 億1,592万1,000円、これについてもどこから来たものか、では後で 調べてご報告いただけるだろうか。以上だ。

鈴木いせ子 別に金額にはこだわらないのだけれども、火葬場の件についてだが、村上も山北も 荒川もほとんど老朽化で修理も大分出ているようなのだけれども、この計画につい ては今検討しているのだろうか。 生活環境室長 市内の火葬場においては、県内でも古いほうということを了解している。昨年から

主に関係課長、支所長を集めた整備計画の庁内検討委員会を立ち上げている。また、それに伴って、より火葬場の課題整理、調査を行う作業部会というのを今年度立ち上げて、主に先進地視察、また現状把握というのに努めて、今後整備計画を策定していくと、そういう段取りで今進んでいるところである。以上だ。

ていくと、そういう段取りで今進んでいるところである。以上た。

鈴木 好彦 ごめんなさい。もう一点お願いする。117Pの火葬場運営経費の中に指定管理料があ

るけれども、これ3か所の指定管理料の合計だと思うのだけれども、約2割減って

いるが、その原因は何かあるだろうか。

生活環境室長 修繕料に関しては精算規定があって、この年度は修繕が少なかったと、それが主な

原因であると思う。以上だ。

富樫 雅男 ちょっと前のあれになるけれども、ごみ清掃の中で市内にかなり医療機関があるけ

れども、医療廃棄物については市のほうで何か助成とか、そういうことはないのだろうか。また、市内で医療廃棄物の処理をやっているところもあるだろうか。

生活環境室長 医療廃棄物においての補助というのは現在ない。また、処分においては、市内で許

可を得ている業者が収集して、市内のごみ処理場のほうに搬出していると、そうい

う実態である。以上だ。

富樫 雅男 では、処理場も市内にはあるわけだね。

生活環境室長 はい、市内にある。

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(長谷川 孝君)散会を宣する。

(午前11時56分)